

健保組合からのお知らせ

兵庫県運輸業健康保険組合

被扶養者資格の再確認について

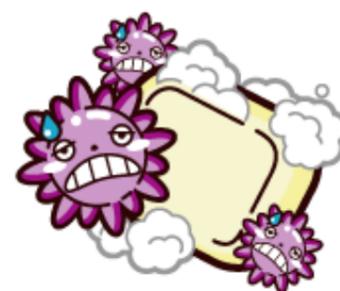
当組合では、被扶養者の適正な認定と把握及び保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくために再確認を実施いたします。実施要領は10月末に被扶養者のリストと共に事業主様に送付させていただきます。

この再確認は、保険給付や高齢者医療制度における納付金・支援金の軽減につながる大変重要な事務ですので、ご多忙中大変恐れ入りますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

インフルエンザ予防接種費用の補助を実施

インフルエンザの季節となりました。インフルエンザは例年12月～3月頃に流行します。ワクチンによる効果ができるまでに2週間程度を要することから、12月上旬までにワクチン接種を終えることが望ましいとされています。当組合では本年度もインフルエンザ予防対策として、予防接種の費用の一部を補助しています。この機会に予防接種を受けていただき、感染予防に努めましょう。なお、補助金請求については下記のとおりですので、「インフルエンザ予防接種補助金請求書」をホームページよりダウンロードして、事業所で取りまとめて申請してください。

対象者	接種日に当組合の被保険者資格及び被扶養者の資格を有する方
補助金額	年1回に限り、費用の半額（2,000円を上限とします。）
添付書類	受診機関の領収書の写し
申請締切日	平成28年3月31日（木）（厳守してください。）



特定健診の受診はお済ですか？

40歳から74歳までの被扶養者の皆さまに特定健康診査受診のご案内をさせていただきましたが、受診はもうお済でしょうか。受診券の有効期限が10月31日となっておりますので、有効期限までに受診していただくようお願いいたします。有効期限以降は受診できませんので、やむを得ず有効期限後に受診される方は受診券を差し替えますので、特定健康診査受診券申請書により申請してください。かかりつけ医でも受診できますので、健康チェックのため、是非とも受診してください。



非肥満の生活習慣病リスク保有者にかかる 訪問保健指導事業の実施について

平成20年度から「特定健診・特定保健指導」が医療保険者に義務づけられ、特定健診・特定保健指導を実施しておりますが、非肥満は保健指導の対象にはなっていません。

非肥満者でも血圧や血糖などの値が高めの場合、心筋梗塞などの心疾患や糖尿病発症の危険性が高まっていることが分かっており、非肥満者についての対策が求められています。

このため、当組合におきましても健診データ、レセプトデータを基に非肥満の対象者を抽出し保健指導を実施することとしました。

この事業は、当組合が委託契約した(株)全国訪問健康指導協会の健康相談員（主に保健師）が勤務先またはご自宅を訪問し、健康診断の結果を基に専門的な立場から助言を行い、心血管疾患や糖尿病の重症化予防を支援するものです。対象者様には、文書でご案内をさせていただきますので、事業主様におかれましては、本事業への積極的な参加を奨励していただきますようお願いいたします。

初回個別面談までのながれ

